

消 防 危 第 8 9 号
平成18年3月30日

各 都 道 府 県 主 管 部 長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

平成18年度危険物事故防止アクションプランの取組みについて

近年、危険物施設における火災・漏えい事故の発生状況が過去最悪の水準を推移していることにかんがみ、「危険物事故防止の推進について」(平成15年5月30日付け消防危第56号危険物保安室長通知)により通知した「危険物事故防止基本方針・アクションプラン」に基づき、官民一体となった事故防止対策をお願いしているところです。

危険物関係業界・団体、研究機関、消防関係行政機関等が連携して総合的な事故防止対策に取り組んでいる「危険物等事故防止対策情報連絡会」におきましては、製造所・一般取扱所等における潜在的危険要因の把握による事故防止対策の推進、危険物施設の腐食・劣化による漏えい事故の増加への対応、大規模地震に対する屋外タンク貯蔵所の安全確保、新たな火災危険性物質の早期把握及び指定の見直し並びに安全対策の徹底、さらに平成17年度危険物事故防止アクションプランに関する各関係機関・団体の取組結果を踏まえ、平成18年度における重点取組み項目等として、別添えのとおり「[平成18年度危険物事故防止アクションプラン](#)」を取りまとめました。

貴職におかれましては、これを踏まえ、6月の危険物安全週間における取組みをはじめとする広報普及、事故情報の共有化の推進(セミナー開催等)、都道府県事故防止連絡会の設置及び開催による地方レベルでの官民連携による総合的な事故防止対策の一層の推進など事故防止に関する取組みを積極的に実施されるととともに、貴都道府県内の消防機関に対してもこの旨周知され、危険物事故防止の推進にご配慮をお願いいたします。

なお、来年度も引き続き「危険物事故防止ブロック会議」を開催し、事故防止上有用な情報の交換、共通的な課題への対応策等の検討を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。